

保育士等 キャリアアップ 研修テキスト

5

保健衛生・ 安全対策

監修 秋田喜代美・馬場耕一郎

編集 秋山千枝子



中央法規

監修のことば

本テキストは、平成 29 年 4 月に厚生労働省から出された通知「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（平成 29 年 4 月 1 日雇児保発 0401 第 1 号）により保育士等キャリアアップ研修を実施していただくにあたり、そのガイドラインの理念や考え方に基づき作成されたテキストになります。平成 28 年 12 月に保育士のキャリアパスに係る研修体系等の構築に関する調査研究協力者会議から出されました「調査研究協力者会議における議論の最終取りまとめ：保育士のキャリアパスに係る研修体系等の構築について」にその考え方は書かれています。

キャリアアップ研修のねらいは、保育士等がキャリアパスを見通し、保育所においてリーダー的職員を育成することにあります。つまり、保育所においてすでに一定以上の実践経験をおもちで、ミドルリーダーやリーダーとしての意識をもち、保育所の保育の質向上、職員の資質向上のキーパーソンとなる方、なろうとする方のための研修になります。したがって、テキストにおいても、これから保育士になっていかれる養成校でのテキストとは差別化を図っています。

第一には、基礎的な知識を伝達しスキルを習得することで、基本的に現場に行き教えられるという段階の基礎知識のテキストではなく、そのような基本的な考え方や概念をもとにしながらも、「最新の動向を知る」ことや、基本の上により深くその知識を実践とつなげて意味づけ考えることができるためのテキストを企画段階で目指したものであるということです。保育士等の専門性は多様な事例を知ることによって、判断に基づく行動ができることにあります。したがってその「事例知識」を各園の実情を踏まえて共有できるテキストにするということが求められます。

第二には、リーダーは、自分で実践ができるというだけでなく、これまでの経験を踏まえて「この分野なら私が専門的にわかる」という得意や専門分野をもち、責任をもってほかの保育士等を指導できたり、組織、保育所全体をリードできるための実践的知識を伝えられるようにするということがあります。「議論の最終取りまとめ」においても「研修の実施にあたっては、講義形式のほか、演習やグループ討議等を組み合わせることにより、より円滑かつ主体的に受講者が知識や技能を修得できる。効果的な演習やグループ討議を行うため、各園の創意工夫や課題を持ち寄って、自園の保育内容と関連付けた研修内容とすること等が考えられる」と述べられています。つまり、自らの経験をなんとなくわかっ

ているだけでなく、説明できたり、そのポイントを意識化し言語化できることが大事になっています。

そこで、本テキストは、皆さんの経験や知識を書き込むことで完成するマイ・テキスト、各園の実情と一緒に研修を受けた人との事例をもとにして初めてできあがる私たちの(Our)テキストという、ワークブック的な演習課題を入れたテキストとなっています。皆さんが受講した研修の軌跡を通して語り合ったり考えたことの道筋をたどり、完成させ創り出すものとなっています。同時に、この考え方や知識だけは核にしながらかえてほしいということだけが記載されています。それに肉づけをするのは、研修に参加する皆さんとその場での講師の自律性にゆだねられる余地をつくっています。

第三には、本分野の研修を受けた後で振り返ったときに、こんなことを学んだよと自身の所属する保育所に持ち帰っていただくと同時に、ほかの保育士等と振り返ることができる、対話のきっかけとなる研修のアイデアになることも、テキストのなかに書き込まれることを願っています。

現在、「主体的・対話的で深い学び」が子どもたちに求められています。それは保育士自身も経験することが大切です。マイ・テキストとなったテキストを持ち帰り、それが一つのきっかけになって園内研修の一つの窓になる、自園だけではなく、他園から学ぶ事例もあるということが可能になるように企画をしました。

ですから、研修に参加して終わりではなく、学んだことが保育所で実際に活かされることで、保育の質の向上が図られることを願っています。どの保育所でも、現状認識の把握から始まり、当該分野に関してよりよい知恵を皆が共有でき、園において次のよりよい保育を創ろうとすることが、真にリーダーがリーダーとしてのはたらきをすることにつながると考えます。

本テキストは、皆さんが主人公、そして出会った講師や研修をともに受ける人との得がたい経験が埋まって初めてつくられるテキストです。教科書というイメージとは異なりますが、誰もがどこでも使えることで、保育所の学びの軌跡となることを監修者として願っています。

秋田喜代美
馬場耕一郎

はじめに

保育所では、子どもたちの健康を守り、子どもたちがすこやかに育つための必要な知識と技術が求められます。それが本巻で取り上げられる保育保健です。

第1章「保健計画の作成と活用」では、実際の保育現場での保健活動の内容が示され、遭遇する疾患が紹介されています。

第2章「事故防止および健康安全管理」では、保育現場の事故や災害の対策と救急救命措置を始めとする対応が詳細に記載されています。

第3章「保育所における感染症対策ガイドライン」では、感染症に対する基本的な考え方と保育現場で流行する感染症を知ることができます。

第4章「血液を介して感染する病気を防止するための理解と実践」では、知識を得ることによって、漠然とした不安を取り除けるように、内容がわかりやすく紹介されています。

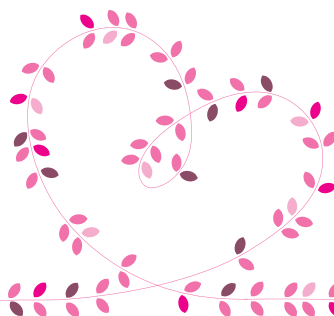
第5章「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」では、保育中の事故について事故予防と安全な環境づくりの留意点が詳細に紹介されています。

これらの知識と技術は看護師や保健師という専門職だけではなく、保育所で働くすべてのスタッフがもつことが望まれます。また、保健分野は、予防接種のように医療の進歩と社会情勢の変化により、知識と技術は刻々と変化していきます。現状を理解し、常に新しい情報を取り入れて適応していかねばなりません。

保育所における保育保健は、子どもたちの知識となり、保護者にとっても家庭看護に活かす情報源となっています。それは、子どもたちや家族にとって、自分たちの健康を守る一生の基礎になるものでしょう。

ぜひ、本巻を保育保健のスキルアップとして活用していただきたいと思います。

秋山千枝子



受講にあたって

■本書の使い方

本書は「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（平成29年4月1日雇児保発0401第1号）に定められた「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」の「分野別リーダー研修の内容」に準拠しています。

表 分野別リーダー研修の内容

分野	ねらい	内容	具体的な研修内容（例）
保健衛生・安全対策	<ul style="list-style-type: none"> 保健衛生に関する理解を深め、適切に保健計画の作成と活用ができる力を養う。 安全対策に関する理解を深め、適切な対策を講じることができる力を養う。 他の保育士等に保健衛生・安全対策に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ○保健計画の作成と活用 ○事故防止及び健康安全管理 ○保育所における感染症対策ガイドライン ○保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドライン ○教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの発育・発達の理解と保健計画の作成 保健活動の記録と評価 個別的な配慮を必要とする子どもへの対応（慢性疾患等） 事故防止及び健康安全管理に関する組織的取組 体調不良や傷害が発生した場合の対応 救急処置及び救急蘇生法の習得 災害への備えと危機管理 他職種との協働 保育所における感染症対策ガイドラインの理解 保育所における感染症の対策と登園時の対応 保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドラインの理解 保育所における血液を介して感染する感染症の対策と対応 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインの理解 安全な環境づくりと安全の確認方法

都道府県が実施主体となって行われる同研修での受講に使いやすいよう、各節の始まりと終わりには演習課題を設け、単なる知識の習得に終わらずに、学んだ内容を受講生が持ち帰り、ほかの保育士等に説明・研修できることを目指しています。ですから、研修を受講して終わりではなく、本テキストを「マイ・テキスト」として、園内研修等で活用してください。

CONTENTS

監修のことば

はじめに

受講にあたって

第1章 保健計画の作成と活用

第1節 子どもの発育・発達の理解と保健計画の作成……………002

演習1 演習2

保健計画の作成と活用／保健計画作成の手順／保健計画の内容／保健計画の種類／保健計画の作成／計画の実施／職員の協力体制／家庭との連携

まとめの演習

第2節 保健活動の記録と評価……………009

演習1 演習2

保健活動の記録と自己評価／保健計画や保健活動の各段階別の評価／マネジメントサイクル／客観的評価の一例としての身体発育評価／身体計測方法／発育評価

まとめの演習

第3節 個別的な配慮を必要とする子どもへの対応……………015

演習1 演習2

個別的な配慮の必要性／ぜんそく／アトピー性皮膚炎／糖尿病／脳性麻痺／医療的ケア児

まとめの演習

第2章 事故防止および健康安全管理

第1節 事故防止および健康安全管理に関する組織的取組み……………024

演習1 演習2

事故防止に向けて／健康管理への取組み

まとめの演習

第2節 体調不良が発生した場合の対応……………031

演習1 演習2

子どもの症状の見方と対処法／薬の投与と保管法は？

まとめの演習

第3節 救急処置および心肺蘇生法の習得 038

演習1 演習2

わが国の救急医療の現状／傷害が発生したとき／心肺蘇生法／救急車の呼び方

まとめの演習

第4節 災害への備えと危機管理 049

演習1 演習2

事前の危機管理／地震・津波への対策／火災時における対応／その他の自然災害における対応／事件発生時における対応

まとめの演習

第5節 他職種との連携 057

演習1 演習2

チーム保育を推進するための基本的な考え方／他職種とその主な役割／保育士等と子どもの健康／保育士等と子どもの安全

まとめの演習

第3章 保育所における感染症対策ガイドライン

第1節 保育所における感染症対策ガイドラインの理解 068

演習1 演習2

感染症とその三大要因／保育所における感染症対策／感染症に対する主な対策／衛生管理

まとめの演習

第2節 保育所における感染症の対策と登園時の対応 074

演習1 演習2

感染症の疑いのある子どもへの対応／感染症発生時の対応／罹患後における登園時の対応／感染症対策の実施体制と子どもの健康支援／登園基準／保育所における主な感染症とその対策

まとめの演習

第4章 血液を介して感染する病気を防止するための理解と実践

第1節 血液を介して感染する病気およびその防止 082

演習1 演習2

子どもたちの遊びや生活において／血液についての知識／ガイドライン
の理解／保育所、職員の衛生管理

まとめの演習

第2節 B型肝炎の理解と感染防止 086

演習1 演習2

B型肝炎の理解／保育所でのB型肝炎感染防止対策／B型肝炎感染予防
策としてのワクチンの役割／B型肝炎母子感染防止事業／B型肝炎ワク
チンの定期接種／定期以外の任意接種としてのB型肝炎ワクチン／血液・
体液を介する感染のまとめ

まとめの演習

第5章 教育・保育施設等における 事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン

第1節 教育・保育施設等における事故防止ガイドラインの理解 094

演習1 演習2 演習3

教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイ
ドラインとは／ガイドラインの概要／安全な教育・保育環境を確保する
ための考え方／事故予防の考え方

まとめの演習

第2節 安全な環境づくりと安全の確認方法 100

演習1 演習2

特に重大事故が発生しやすい場面／睡眠中の窒息／プール活動・水遊び
中の溺水／睡眠中、プール活動以外の重大事故が発生しやすい場面

まとめの演習

演習の進め方 107

より深い学びに向けて 114

受講の記録 116

監修・編集・執筆者一覧

第1章

保健計画の作成と活用



第 1 節

子どもの発育・発達を理解と保健計画の作成

この節のねらい

- ・発育・発達を理解を踏まえて保健計画を作成する方法を理解し、ほかの職員に説明できる
- ・保健計画を作成するうえでの項目を理解し、ほかの職員に説明できる
- ・保健計画を実施するうえでの連携の仕方を理解し、ほかの職員に説明できる

演習 1

あなたが勤務する保育所の保健計画の一例を持参します。持ち寄った保健計画について、グループで発表しましょう。

演習 2

あなたが勤務する保育所の保健計画はどのような点で優れていると思いましたか。また、他園から、どのような点をヒントとして取り入れたいと思いましたか。

📄 保健計画の作成と活用

保育所は、子ども集団全体の健康および安全の確保に努めなければならない、そ

メモ

のためには、子ども一人一人の健康状態の把握および、健康・安全・衛生管理などを、計画的に実施しなければなりません。

また、乳幼児期は基本的な生活習慣を確立する時期であり、日々の保育のなかで、子どもたちが自らの体や健康に関心をもち適切な行動がとれるよう意識を高めていくことも重要です。

2008（平成 20）年度に保育所保育指針（以下、保育指針）が改定され、そのなかで施設長の責任のもと、「保健計画の作成」が明確に位置づけられるようになりました。2017（平成 29）年度の保育指針改定においても引き続き明記され、計画の作成とともに全職員がそのねらいと内容を踏まえることが求められています。

保健計画作成の手順

保健計画作成の手順としては、「保健情報および資料の収集」→「保健計画の目標の設定」→「保健活動の内容の設定」→「関係機関との連絡・調整」→「保健計画の決定」の順に進めます。

保健計画を作成する際には、まず必要な情報の収集を行い、保育所の現状を正確に把握するとともに、前年度の全体的な計画や保健計画、他の保育所の事例等を参考にします。その際、前年度の保健計画の問題点や改善点、または継続すべき内容など、職員の意見や要望を聞いておくことが大切です。保健活動は職員間の役割分担・協力体制のもとで実施されるため、全職員の共通理解に努めることが重要です。

情報を収集し、現状分析に基づいた「保健計画の目標の設定」や「保健活動の内容の設定」ができれば、保健計画の形がほぼ整ってきます。

最後に、「関係機関との連絡・調整」ですが、例えば、定期健康診断の場合には、囑託医（園医）に連絡をとり、日程の最終調整を行ったうえで「保健計画を決定する」こととなります。

メモ

保健計画の内容

保育所保育指針では、健康・安全のための体制充実として、子どもの健康・安全の確保が子どもの保育所での生活の基本であるとの考えの下に、子どもの発育・発達状態の把握、健康増進、感染症など疾病への対応、衛生管理、安全管理などの諸点に関し、保育所が施設長の責任のもとに取り組むべき事項が明らかにされています。健康および安全の実施体制等については、全職員が健康と安全に関する共通理解を深め、適切な分担と協力のもとに年間を通じて計画的に取り組むことの重要性や、保育所内外の連携の重要性について述べられています。

保健計画の内容としては、健康管理の面で定期健康診断・園児の健康把握、環境衛生の面では害虫駆除や消毒・食中毒対策、安全管理面では遊具・園庭や保育室内の点検、健康教育面では「保健だより」の発行・食育・安全教育などが考えられます。

用語

安全教育

顕在的な危険、潜在的な危険に対する知識や防止方法を身につけること。安全の知識のみならず、軽いけがなどの経験も安全教育の機会に含まれる。

保健計画の種類

保健計画を作成するにあたっては、保育所保育の全体像を包括的に示す「全体的な計画」をもとに日々の保育に支障をきたすことがないように、無理のない計画を作成しなければなりません。また、子どもの発達過程や発達の連続性に配慮し、保育指針に定められた教育に関する保育内容5領域の「健康」との関連性を考慮することも大切です。

保健計画の種類としては、「年間保健計画」「月間保健計画」「クラスごとや月齢別に作成する保健計画」などが考えられます。

保健計画の作成

保健計画の様式については、特に法令などで定めはありませんが、保健目標、活動内容、留意点、保護者への保健指導のほか、年間保健行事や健康教育などが項目として考えられます。また保健計画の作成は、専門的職員が担当することが望ましく、看護師が配置されている場合には、その専門性を活かして業務にあた

メモ

表 1-1 保健年間計画の一例

	目標	保健行事	健康だより	留意点	保護者へのお願い
4月	園生活に慣れる (情緒安定に気をつける)	保育説明会(健康管理) (生活のリズムと免疫力、目にやさしいTVの見方)	・生活のリズムをつけていく(食事、休養) ・環境の変化による疲れからくる疾病予防の注意 ・子どものかかりやすい伝染病 ・衣服、下着	・新入園児の既往歴、体質、偏食等の状況を把握 ・健康状況、発達の把握	予防接種状況記入確認 疾病時の連絡
5月	戸外で元気に遊ぶ	手洗い指導(4・5歳児)	・安全教育(服装、はきもの、身体の清潔) ・蟻虫駆除と予防について ・交通事故防止	・清潔な環境づくりと事故防止に配慮	
6月	歯を大切に 梅雨期を、衛生に気をつけ健康に過ごす	[6/4 虫歯予防デー]集会 (歯の染め出し、幼児)心臓、ケイレン調査(新入児)プール前健診	・歯の衛生週間 ・梅雨時の健康(食中毒の予防) ・予防接種について(予防接種を受ける前後の注意) ・プール開きまでに(目、鼻、皮膚、その他疾患の治療)	・手洗いのしかた ・爪、頭髮の清潔 ・歯みがき(保育園と家庭の役割)	心臓、ケイレン調査 予防接種状況記入確認 爪、頭髮の点検 歯みがき確認
7月	夏を元気に過ごす	視聴覚検査、調査 予防接種状況調査(新入児) [8/7 鼻の日]	・水遊びの効果と注意について(プール遊びの配慮) ・活動と休息(真夏を元気に乗りきるために) ・夏の疾病予防(夏季熱と疾患の判断) ・水分の大切さ ・虫さされに注意(汗疹の予防法) ・冷房の使用について	・プールの衛生管理、水温・気温、水深、時間を確認 ・外気温の差から、体温の上昇と水分補給に配慮	視聴覚調査(4歳児) 予防接種状況調査(新入児)
8月	暑さに負けない体をつくる				
9月	体のリズムを整える 病気やケガに気をつける	アトピー性皮膚炎調査(新入児) [9/9 救急の日]	・夏の疲れをとる(生活のリズムを取り戻そう) ・睡眠と栄養(新鮮な野菜、果物を十分にとろう) ・けがの応急手当	・夏の疲れに注意し、体重減少、食欲不振、その他健康状態の把握	アトピー性皮膚炎調査
10月	戸外遊びを積極的にする	[10/10 目の愛護デー] 歯科健診 目の体操(4歳児)	・目の愛護デー ・インフルエンザについて ・歯科健診について ・良い靴の選び方	・薄着、戸外遊びにより皮膚、粘膜を鍛練する ・目と歯の健康に注意	爪、頭髮の点検
11月	寒さに負けない体をつくる	歯のブラッシング指導 (歯の染め出し、幼児) 手洗い指導(4・5歳児)	・風邪の予防 ・手洗いとうがいの効果 ・歯科健診結果、状況 ・薄着について	・鼻のかみ方、咳のしかた ・歯みがき再指導	虫歯の早期治療を勧める
12月	風邪の予防に努める (手洗い、うがいを促す)	視聴覚[再]調査(4歳児)	・抵抗力を身につける ・室内遊びの注意について(環境整備) ・急病時の対処法 ・冬の事故について(火傷に注意)	・冬期下痢症と感冒合併に注意 ・部屋の温度、換気の配慮	視聴覚[再]調査(4歳児) 歯みがき確認
1月	生活リズムを整える	予防接種状況把握	・病気についての知識(風邪を予防するために、風邪薬) ・伝染性疾患について ・衣服、肌着の大切さを知る ・戸外遊びの必要性について ・皮膚の清潔、ひび、しもやけの予防	・集団風邪症状の早期発見 ・気温差、運動量に応じて衣服の調節 ・手洗い後はキチンと拭く	予防接種状況記入確認
2月	寒さに負けず元気に遊ぶ				
3月	1年間を振り返って	[3/3 耳の日] 新入園児の健康状態把握	・1年間を振り返って ・耳にちなんで ・就学前準備	・個々の発育状態、生活習慣の再確認(規則正しい睡眠、食事、排泄、薄着の習慣)	爪、頭髮の点検
・身体測定(体重、身長測定(乳児10日、幼児20日) 頭囲、胸囲測定(7月、1月))・健診(乳児(毎週)、幼児(毎月))					
職員	・検便(毎月)・定期健康診断・若年消化器検診・成人病検診(大腸癌)・婦人科検診、歯科健診、特別健康診断(希望者)・衛生器具等の取り扱い方の確認				

出典：荻野悟郎監修、日本保育園保健協議会編集、全国保育園保健師看護師連絡会資料作成『最新保育保健の基礎知識 第8版改訂』を一部改変、日本小児医事出版社、2013年

メモ

るようにします。

年間の保健計画は、4月から翌年の3月までの12か月間の計画を立案することとなりますが、月ごとまたは期ごとに保健目標を立て、目標に沿った活動内容、留意点、健康教育等が計画されます。

年度初めは、子どもたちも新しいクラスや生活に慣れていない時期です。保育所保育指針解説に「睡眠、食事、遊びなど一日を通した生活のリズムを整えることは、心身の健康づくりの基礎となる。保護者の理解と協力を得ながら、家庭と保育所を通じて生活のリズムがバランスよく整えられるよう配慮することが大切である」と書かれていますが、これをこの時期の保健目標と考えることができます。また、子どもたちが保育所の生活に慣れてきた頃には、「一人一人の発育及び発達の状態や日々の健康状態に配慮しながら、日常的な遊びや運動遊びなどを通して体力づくりができるよう」な保健目標も考えられます。

このように保健計画を作成する際には、子どもの実態や状況をよく把握し、生活リズム、体力づくり、基本的生活習慣、環境衛生等、子どもの健康を総合的にとらえる必要があります。また、排泄の援助や歯磨き習慣など、保護者の協力がなければできないこともあるので、保護者への周知や理解を求めることも忘れないようにしましょう。

計画の実施

「保健計画が決定」した後は、その計画に盛り込まれた活動内容を計画に沿って実施していくこととなります。一つひとつの保健活動が、適切かつ効果的に実施できるよう、各活動ごとに実施計画を立てる必要があります。

実施計画の目的は、「1.全職員の共通理解を深めること」「2.適切な役割分担を行うこと」「3.全職員の協力体制をつくること」にあります。実施計画には、活動のねらい、日時、場所、職員の役割分担、活動の流れ、物品等の準備などを明確に示します。

職員の役割分担と担当者が決まったら、活動日までの準備をします。打ち合わせの時間を設け、当日の活動の流れや当日配布する資料、使用する物品の確認、事前準備の分担などを確認しておきます。また、当日使用する用具についても、

メモ

不具合がないか、安全面に問題がないかなど、事前に準備し、確認しておく必要があります。

保健活動の実施計画を立てる際には、何を、誰が、どのように準備するのかを一覧にして、全職員の共通理解を深めておくことも重要です。保健計画を適切かつ効果的に実施するためには、職員の協力体制および家庭との連携が必要不可欠です。

職員の協力体制

保育所全体の健康管理に関しては、園長（所長）が責任者となり、主任保育士、看護師、嘱託医（園医）の協力のもと、受け持つ責任分担と実務分担を決め、組織的に管理することが必要です。嘱託医（園医）には、健康診断や病児の治療のみではなく、保健計画作成から参加してもらい、日常的に連絡・連携を密にしておきます。全職員に対しても、園長（所長）を中心に保育所の保育目標および保健計画目標を話し合い、常に共通理解と協力体制を確立することが大切です。

また看護職が配置されていない保育所では、巡回の保健師に保健業務を委託します。巡回回数に制限があるため、日頃から職員に健康状態の把握等の知識や技術を伝えておくとい良いでしょう。

家庭との連携

「保育所でやるべきこと」「家庭でも頑張ってやってほしいこと」など保育所と家庭での役割分担を明確にし、保護者の理解を求めます。

役割分担の内容を保護者と話し合いながら決めていくことで保護者との信頼関係を築くことができ、保育所と家庭が連携して、子どもの育ちを支えていくことにつながります。また日頃から、保護者会や参観日、または「保健だより」等を活用することも大切です。

メモ

》》 まとめの演習



あなたが勤務する保育所の保健計画に、発達段階がどのように考慮されているか振り返ってみましょう。



どのようなプロセスで保健計画が立案されましたか。「誰が立案したか」など、全職員で確認できる仕組みがありますか。

メモ
